

被保険者各位

キオクシア健康保険組合

理事長 沖代 恭太

(公 印 省 略)

組合規約の一部変更について

令和7年12月5日に「医療法等の一部を改正する法律」が成立し、令和8年10月1日から「社会保険診療報酬支払基金」の名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(略称:DX 審査支払機構)」に変更になることに伴い、下記のとおり組合規約を一部変更いたしましたので、お知らせします。

記

新条文	旧条文
(会計年度所属区分) 第46条 略 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1)保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構)を経由するものにあつては、<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>とする。)がその請求を受理した日の属する年度 (準備金の保有方法) 第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1)～(7) 略 (8)<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>への委託金 (9)～(10) 略 2 略 附 則 (施行期日) <u>この規約は、令和8年10月1日から施行する。</u>	(会計年度所属区分) 第46条 略 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1)保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(<u>社会保険診療報酬支払基金</u>)を経由するものにあつては、<u>支払基金</u>とする。)がその請求を受理した日の属する年度 (準備金の保有方法) 第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1)～(7) 略 (8)<u>社会保険診療報酬支払基金</u>への委託金 (9)～(10) 略 2 略

以 上